

ボイラーを設置している事業者様

大気汚染防止法施行令の一部改正に伴い

法規制対象のボイラーの一部は

令和4年10月1日から

条例の規制対象に変更されます

該当施設の設置者は条例に基づく届出が必要です

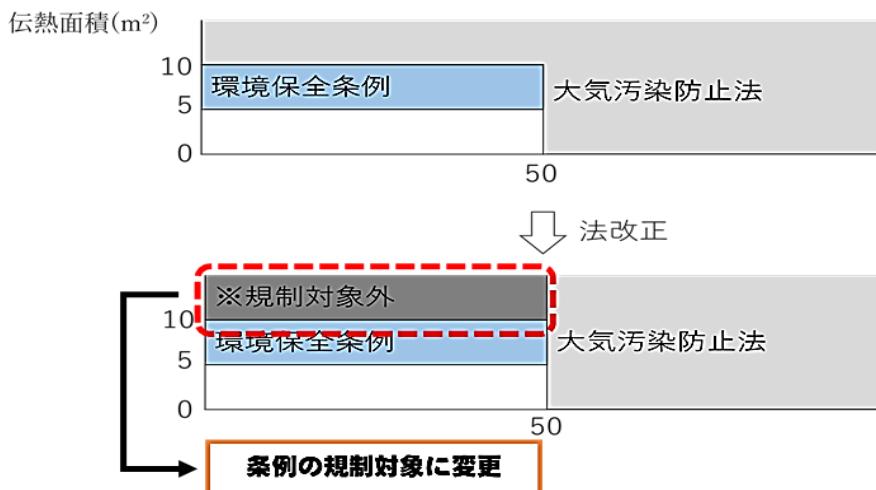
「大気汚染防止法施行令」の一部改正（令和4年10月1日施行）により、ボイラーの規模が「『燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満』かつ『伝熱面積10平方メートル以上』のボイラー（以下「該当施設」という。）」は法規制対象から外れ条例の規制対象に変更されます。

ボイラーの規制対象規模

「法」→大気汚染防止法 「条例」→金沢市環境保全条例

| 改正前 (令和4年9月30日まで) | | 改正後 (令和4年10月1日から) | |
|----------------------|---|----------------------|---|
| 法 | 伝熱面積10m ² 以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上 | 法 | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上 |
| 条例 | 伝熱面積5m ² 以上10m ² 未満かつバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満 (※都市ガス・プロパンガスを除く) | 条例 | 伝熱面積5m ² 以上かつ燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満 (※都市ガス・プロパンガスを除く) |

※バーナーが無いボイラーについても法規制対象になります。



現在、該当施設を設置している場合や、今後、該当施設を新たに設置する場合は条例に基づく届出が必要になります。（詳細は次ページ）

令和4年10月1日現在で該当施設を既に設置している場合

→条例に基づく「特定施設使用届」を提出してください。

○使用届の提出について

令和4年10月1日から10月31日までの間に提出してください

< 提出書類 正副各1部 >

- ・特定施設使用届出書 (様式第1)
- ・特定施設の構造 (別紙1-1)
- ・特定施設の使用の方法 (別紙1-2)
- ・特定施設のばい煙処理の方法 (別紙1-3)

(添付書類)

施設の構造概要図

施設の構造図及び主要寸法を記入した概要図

事業場の位置図及び平面図

所定の様式があります

様式はありません
原則日本産業規格A4版としてください

※直近の法の設置届出書等の提出以降、「会社名が変わった」「施設の構造を変更した」などの変更がある場合は、別途変更届等の提出が必要になります。

今後、新たに該当施設を設置する場合

(1) 令和4年9月30日までに、新たに該当施設を設置する場合

→法に基づく「ばい煙発生施設設置届」を工事開始日の60日前までに提出してください。

※法の設置届と別に、10月1日以降、条例に基づく使用届（前出）の提出も必要です。

(2) 令和4年10月1日以降に、新たに該当施設を設置する場合

→条例に基づく「特定施設設置届」を工事開始日の60日前までに提出してください。

【問い合わせ先（届出書提出先）】

金沢市環境政策課

〒920-8577 金沢市柿木畠1番1号 TEL 076-220-2508 FAX 076-260-7193

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

届出書ダウンロード

届出書の様式は、金沢市のホームページからもダウンロードすることができます。

金沢市ホームページ>申請書ダウンロード>事業者向けの申請書>

産業・ビジネスに関する申請書>環境>環境保全に関すること>

申請書ダウンロード>ばい煙発生施設関連・粉じん発生施設関連

参考

法規制対象から条例規制対象への変更に伴い、該当施設に係る基準等も変更になります。

○排出基準

| | 法 (変更前) | 条例 (変更後) |
|-----------------------------|---|-------------------------------|
| 硫黄酸化物 | K 値規制 (K=8.76) | K 値規制 (K=8.76) |
| ばいじん [g/m ³] | 0.05～0.45 (地域、設置時期、燃料種類、排出ガス量により異なる) | 液体燃料 (黒液を除く)、 ガスの専焼 : 0.30 |
| | | 低品位炭燃焼 : 0.80 |
| | | 上記以外 : 0.40 |
| 窒素酸化物 [ppm] | 60～550 (設置時期、燃料種類、排出ガス量により異なる) | なし (規制対象外) |

○測定頻度

| | 法 (変更前) | 条例 (変更後) |
|-------|--|----------|
| 硫黄酸化物 | 硫黄酸化物の排出量が 10m ³ /時以上 : 2か月に1回以上 ※硫黄酸化物に係る特定工場等 : 常時 | 測定義務なし |
| ばいじん | 排出ガス量が 40,000m ³ /時以上 : 2か月に1回以上 40,000m ³ /時未満 : 年2回以上 | 測定義務なし |
| 窒素酸化物 | 排出ガス量が 40,000m ³ /時以上 : 2か月に1回以上 40,000m ³ /時未満の施設 : 年2回以上 | 規制対象外 |